

つどい場立ち上げ助成

目的

人と人とのつながりを大切にした
「助け合い、支え合う地域社会」をめざします。

1. 地域の住民誰もが自由に立ち寄れる。
2. お互いを認め合いながら過ごせる、様々なつながりが生まれる。

地域のよりどころとなるような活動を応援するための助成制度です。

助成額 一律15,000円 ※消費税込みの金額です。

※すでにつどいの場として開始している活動は申請できません(新規立ち上げ時の1回限り)
※残金が発生した場合は、返金いただきます

助成金の申請から報告まで

⚠ 使途が目的に沿っていない場合は
返金いただきます

申請

① 申請に必要な条件をチェック

- コープサークル(メンバーは3人以上で、全員コープこうべの組合員)に登録する意思がある
- 以下の場合はサークルに登録できません
 - 営利を目的にしている
 - 政治活動、宗教活動をしている
 - 他者を誹謗・中傷する行為
 - 教室運営を目的としている
- メンバーみんなの参加運営による、自主自立の活動である
- 年8回以上開催する
- いつでもだれでも自由に参加でき、参加者同士がふれあい交流できる開かれた場である
- 報告書を提出できる

② 申請書に記入

③ 申請書を提出(毎年4月~12月末)〈提出先:登録所属〉

審査・交付

④ 審査後、助成の可否を通知

地区で審査し、結果をお知らせします

⑤ 交付

※助成金は地区本部からお支払いします

※備品の準備や広報など運営に関わること、企画の立て方など、地区本部へ気軽にご相談ください

つどい場の活動開始

⑥ 1年間に8回以上、開催

⚠ 助成金は、交付された年度内のみ使用できます
(年度をまたいで使用することはできません)

機関紙「きょうどう」・ポスター・チラシ・SNSなどで広報する場合は
「コープサークル つどい場立ち上げ助成制度を活用しています」と明記してください

※報告用に活動中の写真が必要です

報告・精算

⑦ 報告書の提出

⚠ 報告書によって、提出時期が異なります

■「活動報告書」はサークル登録から1年後もしくは8回の活動を終えた時点で提出してください

■「会計報告書」(領収書貼り付け)は2027年3月15日までに提出してください

※残金がある場合は返金してください

つどい場立ち上げ助成 対象費目の一覧

★ 助成は活動にあたり必要不可欠なもの^{*}が対象となります。

※助成の対象となるか不明な場合は、事前に地区本部へご相談・ご確認ください。

★ 組合員の貴重な財産を活用して助成を行っています。

参加者の受益となるものは参加費などで
まかなうことを考えましょう。

- コープでの購入を原則とします
- 必ず領収書(レシート)が必要です
 - ・発行者名、日付のあるものに限ります
 - ・原本を提出してください(コピー不可)
 - ・個人の組合員証のポイント付与は不可
(サービスコーナーに設置している「専用組合員証」をご利用ください)
- 使途が不適切な場合は、返金いただきます
- つどい場立ち上げ活動以外でも使用する機器類は、対象外です

申請書の
書き方など困った時は
地区本部に相談
するもん!



申請可能なもの

※申請金額が満額、助成対象になるとは限りません

費目	内容
教材費	<ul style="list-style-type: none">● 事務用品、材料費 ※プログラムに必要な材料費は1人500円(税込)を上限に、実費助成が可能 例) 460円 ⇒ 助成可能金額 460円 650円 ⇒ 助成可能金額 500円● 参考書籍(絵本、図鑑、その他知識・技術向上のためのもの)購入代
広報・資料作成費	<ul style="list-style-type: none">● チラシ、ポスターなどの作成費、印刷費、媒体掲載費● コピーデザイン代など
会場費	<ul style="list-style-type: none">● 施設利用料 ※組合員集会室を使用する場合は、月1回(2時間まで)無料
通信費・運搬費	<ul style="list-style-type: none">● 郵便代、宅配便代● 運搬に係る駐車場代、運搬に係るガソリン代^(注)
講師料・講師交通費・保育費	<ul style="list-style-type: none">*メンバー以外に依頼する場合に限ります*謝礼の支払いは口座振込に限ります
その他プログラムに必要なもの	運営協力者(メンバー以外)への交通費など

(注)ガソリン代の計算は下表を参考に請求ください

ガソリン代@1kmの金額(時価)	~80円	81円~150円	151円~220円	221円~
自家用車	10円	20円	30円	40円
バイク	5円	10円	15円	20円

注意点

他団体から助成を受けており使途が重複しているものは、助成の対象外です。
(他団体から助成を受けること自体は、問題ありません)